様式第１号

ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書 兼 変更届

　年　　月　　日

（あて先）千葉市長

ふるさと納税に係るお礼の品及び協力事業者の募集に関する要領第８項第１号又は第１０項第１号の規定に基づき、提出します。また、申請にあたっては、裏面の確認事項への承諾、及び千葉市が必要と認めたすべての税目の納付状況の調査への同意をします。（調査有効期限：申込書提出日から当該年度末まで）

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 〒　　　－　　　 |
| 事業者名 | (ﾌﾘｶﾞﾅ)　　（法人である場合は、会社印を押印願います。） |
| 代表者名 | (ﾌﾘｶﾞﾅ)（代表者の役職等を忘れずにご記入ください。） |
| 事業者情報 | 電話：ＦＡＸ：メールアドレス：ホームページ：　□有　　□無ＵＲＬ（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 担当者連絡先 | ※代表者名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 (ﾌﾘｶﾞﾅ)担当者名：電話：ＦＡＸ：メールアドレス： |
| 備考（変更項目） |  |

※事業者登録情報に変更があった場合は、備考欄に変更項目もご記入ください。なお、事業者名に変更があった場合は、従前の事業者名もご記入ください。

|  |
| --- |
| **裏面有** |

ふるさと納税お礼の品取扱いに係る確認事項

(1)　ふるさと納税に係るお礼の品協力事業者登録申請書及びお礼の品登録申請書の記載事項等は真実に相違ないこと。

(2)　お礼の品の取扱開始時期については、お礼の品の採用が決定した後に、協力事業者と千葉市又は委託事業者で調整を行うこと。

(3)　協力事業者は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情等の内容については千葉市及び委託事業者へ報告すること。

(4)　協力事業者は、千葉市のＰＲに積極的に努めること。

(5)　協力事業者は、当該業務で知り得た情報等については、秘密を保持するものとし、他の目的に使用しないこと。

(6)　 千葉市は、品質等に関する保証やクレーム対応などについて、一切の責任を負わない。

(7)　 千葉市は、やむを得ない事情により、予告なくお礼の品の取扱いを停止することがある。

(8)　千葉市税のほか、国税、県税等に未納の無いものであること。

(9)　千葉市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことができるものであること。

(10)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び千葉市暴力団排除条例に規定する、暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(11)　上記の事由の有無の確認のため、市が行う調査については、これに同意するとともに、千葉市が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。